

改正案

現行

(罰則) 第十九条 第十六条第一項の規定による命令（第十三条第一号又は第二号に掲げる行為に係る警告に従わない者に対するものに限る。）又は第十六条第二項の規定による命令（第十三条第一号又は第二号に掲げる行為をした者に対するものに限る。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 一・二 略 第二十一条 第十三条（第一号及び第二号に係る部分を除く。）の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第十九条 第十六条第一項の規定による命令（第十三条第一号又は第二号に掲げる行為に係る警告に従わない者に対するものに限る。）又は第十六条第二項の規定による命令（第十三条第一号又は第二号に掲げる行為をした者に対するものに限る。）に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一・二 略 第二十一条 第十三条（第一号及び第二号に係る部分を除く。）の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
--	---